ＦＩＭ
スポーツコード及び規律裁定規定

２０１４年版

スポーツコード

用語の解説　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１
１　　FIM スポーツコード　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２　　定義　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．１　付則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２．２　規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
３　　権能および裁定条項の認識　・・・・・・・・・・・・・・・・・３
４　　ＦＩＭ規則の解釈　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
５．　スポーツコードとその付則及び規則の改訂、あるいは追加　・・４
１０　競技会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１０．１　競技会の種類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４
１０．２　国際競技会に併催して行われるレース　・・・・・・・・・・７
１０．３　四輪とモーターサイクルレースが同日に行われる競技会　・・７
１０．４　二輪および三輪のモーターサイクル、クアドレーサー
及び／あるいは四輪のレース・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１０．５　非公認競技会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１０．６　サポートレース　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１０．７　タイトルの使用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
１０．８　サーキット、トラック及び会場　・・・・・・・・・・・・８
１０．９　幾つかの地域にまたがって開催される大会　・・・・・・・・８
２０．　カレンダー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
２０．１　カレンダーの設定　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
２０．２　カレンダーの追加、および変更　・・・・・・・・・・・・１１
２０．３　登録料　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３
３０　FIM 競技会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１４
３０．１　ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベント　・・・・・・・１４
３０．２　競技会の格式及び資格基準　・・・・・・・・・・・・・・１７
３０．３　FIM プロモーターの関与する／またはしない
FIM 世界選手権及びプライズイベント競技会・・・・・・・・・・１７
３０．４　FIM 競技会の運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・１７
３０．５　順位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１９
３０．６　ＦＩＭによって与えられるメダルと賞状　・・・・・・・・１９
３０．７　“チャレンジ”と“トロフィ”　・・・・・・・・・・・・２０
４０　オフィシャル　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
４０．１　競技会の指揮と管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・２０
４０．２　オフィシャルの任命・・・・・・・・・・・・・・・・・・２１
４０．３　ＦＩＭ派遣代表（デレゲート）／ＦＩＭ代表者　・・・・・２２
４０．４　オフィシャルの権限・・・・・・・・・・・・・・・・・・２２
５０　ＦＩＭスチュワード、および国際審査団・・・・・・・・・・・２２

５０．１　国際審査団（JI）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２３
５０．２　FIM スチュワード　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６０　　参加者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６０．１　ナショナルチーム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６０．２　競技会への参加者　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２４
６０．３　結果及び発行物の承認　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
６０．４　ライダーとパッセンジャーの年齢　・・・・・・・・・・・・・・・２５
６０．５　責任・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２５
６０．６　ライダー及びマシンに表示する広告　・・・・・・・・・・・・・・・２６
６０．７　世界チャンピオン表彰式典　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
７０　ＦＩＭライセンス　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
７０．１　発行と取り消し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２６
７０．２　参加者のためのＦＩＭライセンス　・・・・・・・・・・・・・・２７
７０．２．１　ライダー、パッセンジャー及びチーム用 FIM ライセンス・・　２７
７０．２．２　トライアルアシスタント用 FIM ライセンス・・・・・・・・・　２８
７０．２．３　マニュファクチャラーのための FIM ライセンス・・・・・・　２８
７０．２．４　種目ごとの FIM スポーツチームライセンス・・・・・・・・・　２９
７０．２．５　タイヤマニュファクチャラーのための FIM ライセンス・・・　２９
７０．３　FIM オフィシャルライセンス・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２９
７０．４　ＦＩＭプレスカード・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
１００　大会特別規則、その他書類及び競技会の種々運営　・・・・・・３０
１００．１　国内コードとオフィシャルの任命　・・・・・・・・・・・・・　３０
１００．２　法律上の認可　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
１００．３　大会特別規則（ＳＲ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３０
１００．４　公式プログラム　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３０
１００．５　公式文書の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
１００．６　事前の検証　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３１
１００．７　安全性　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
１００．８　救急処置　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
１００．９　火災予防　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
１００．１０　環境　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３１
１１０　保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
１１０．１　第三者保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３２
１１０．２　ライダー、パッセンジャー、トライアルアシスタント
及びチーム用の事故保険　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３２
１１０．３　物品損害についての責任　・・・・・・・・・・・・・・・・・・３３
１２０　FIM 競技会へのエントリーとエントリー受理　・・・・・・・・　３３
１３０　競技会の開始と運営　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
１３０．１　競技会の開始　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３
１３０．２　競技会中の規則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３３

１４０　競技会終了後　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
１４０．１　最終車検　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
１４０．２　レースの順位と賞の訂正　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
１４０．３　賞を受ける権利の喪失　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
１４０．４　交通費、および賞金の支払い　・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
１４０．５　競技会の終了　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３４
１４０．６　ＦＩＭ世界選手権およびプライズの結果　・・・・・・・・・・　３４

規律及び裁定規定

１．　　原則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
２．　　ペナルティー　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
２．１　ペナルティーの定義と適用　　・・・・・・・・・・・・・・・・・35
２．２　特定のペナルティー　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
２．３　複数のペナルティー　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
３．　　国際規律及び裁定組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
３．１　国際審査委員会、レースディレクションまたはレフリー・・・・・・36
３．２　国際司法パネル（ＣＪＩ）　　・・・・・・・・・・・・・・・・・38
３．３　国際規律法廷（ＣＤＩ）　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・39
３．４　国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）・・・・・・・・・・・・・・・・・40
３．５　規律諮問委員会（ＴＡＣ）　　・・・・・・・・・・・・・・・・・40
４．　　抗議と控訴　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４１
４．１　抗議権　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４１
４．２　抗議の手順及び期限　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４１
４．３　抗議の聴聞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
４．４　国際審査団（ＪＩ）、レースディレクションまたは
　　　　レフリーの最低の目的　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
４．５　控訴権・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
４．６　控訴提出の期限　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
４．７　控訴の提出　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４２
４．８　控訴の有効性　　　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
５．　すべての規律および裁定組織が取る手順　・・・・・・・・・・・・ ４４
５．１　聴聞の権利　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
５．２　聴聞　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４４
５．３　証人および専門家　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
５．４　判決　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
５．５　判決の告知　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４５
５．６　判決の公表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
６．　手続き上の費用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
６．１　罰金および費用の支払い　　・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
７．　ペナルティーの相互作用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ４６
８．　赦免　　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４６
９．　裁定条項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４７

スポーツコード

用語の解説

FIM 頭字語、用語、定義及び略語（徹底されてはいない）

Appendix	スポーツコード（SC）に付随する付則
Appropriate Commission	FIM 契約プロモーターまたは FIM スポーツ委員会に準拠した組織
Board of Directors(BD):	ＦＩＭ戦略的方向性及び管理を行う執行組織、取締役会
Calendar	FIM 権限の基で行われるスポーツ競技の FIM カレンダー
Category	～大会。例：国際競技会、プロモーターが関与するまたはしない世界選手権、等。
Class(es)	シリンダー容積による車両の種類
Classic Events	歴史的、伝統的モーターサイクル競技会
Classification	ランキング、大会における参加者の成績
Clerk of the Course	競技役員（日本では競技監督を指す）
Competitor	ライダー（米語：スポーツコードでは使用されない）
Continental Meeting	あるコンチネンタルライダーに限定された競技会
CONU	コンチネンタルユニオン
Continental Union	FIM に認める地理学上の出先機関
Discipline	競技会の種類。例：ロードレース、モトクロス、トライアル、エンデューロ、トラックレース、**クロスカントリーラリー**等
Driver	サイドカー操縦者
Event Management	ロードレースにおけるオフィシャルグループ（日本では大会運営委員会）
Executive Board	FIM 執行組織の圧縮・精鋭化組織
FMN	FIM 加盟国。各国モーターサイクル協会
FMNR	競技会を主催する各国協会
IMN	FIM カレンダーに登録された競技会に付与される登録番号
International Jury	競技会における仲裁組織で構成されるオフィシャルのグループ
International Meeting	インターナショナルライセンスを所持するライダーの為に主催国協会によって開催される
License(s)	FIM～。参加者用、オフィシャル用等
Manufacturer	世界選手権出場のための FIM ライセンスを所持

Meeting	大会を表す FIM 用語
National Meeting	国内又はインターナショナルライセンスを所持するライダーの為に主催国協会によって運営される
National Team	所属する国の協会に任命された同一国籍のライダーのグループ
Official(s)	大会期間中の職務に従事する人間
Organiser	主催者。例：主催国協会（FMNR)、クラブ、プロモーター、サーキットオーナー
Paddock	全てのライダーまたはサプライヤーのためのサーキット周囲に確保された場所
Parc Ferme	主催者管理の基車両を保管する為に囲われた場所
Participant(s)	FIM ライセンス所持者。例：ライダー、パッセンジャー、トライアルアシスタント、マニュファクチャラー、スポンサー
Passenger	サイドカードライバーに同伴する参加者
Permanent Bureau	FIM プロモーターとの契約によって組織される
Practice	世界選手権、競技会における競技前の練習
Prize Event	賞及びカップの対象となる FIM 競技会
Promoter	FIM 契約のテレビ及びマーケティングエージェント。主催者の場合もある。
Race Direction	ロードレースにおいて仲裁組織によって構成されるオフィシャルグループ
Race Director	オフィシャルの一人
Regulations	FIM プロモーターとパートナーシップによる世界選手権及びプライズイベントに適用される規則
Rider[1]	FIM 競技会において車両を操縦するもの。
Series	国際競技会のシリーズ
Sporting Code(CS)	全ての FIM 競技会を統括する規則集
Stewards	ロードレースにおける仲裁組織によって構成されるオフィシャルグループ
Supplementary Regulations(SR)	スポーツコード及び細則を補足する詳細情報及び規則
Support Race	国際競技会または世界選手権中に併催される公認された非公式レース
Terms of Reference	組織またはオフィシャルの役務リスト
World Championship (WC)	FIM プロモーターの関与するまたはしない世界選手権競技のシリーズ
World Records	特定の細則によって FIM に公認される

１　　ＦＩＭスポーツコード

　ＦＩＭスポーツコード（以下スポーツコードと呼ぶ）は、競技会のカテゴリー、各々の規律に関連する付則及び規則とともに自らの権限下で開催されるすべてのスポーツ競技を管轄する国際モーターサイクリズム連盟（ＦＩＭ）が設定する一連の規則である。

本コード、付則及び規則の目的は、モーターサイクルスポーツの世界的認知を激励且つ促進することである。モーターサイクルスポーツの完全なる安全性、公平性及び規則性の発展するために必要な手段 FIM が結論付ける場合を除き、まさに開催されようとしている競技会や競技に参加する競技者に緊張を与えるものではない。

２　　定義

２．１　付則

付則は一つまたはそれ以上からなる詳細な規則であるが、競技会のカテゴリー、規律全般にかかわるものではない。また、規則への追加が必要とされる場合、本スポーツコードに基づいて設定される。

２．２　規則

規則は、FIM契約プロモーターとのパートナーシップにより運営されるFIM世界選手権及びプライズイベントに適用される特別規則であり、スポーツコードに加えられ、そして、プロモーターとの契約時に加えられる。

３　　権能および裁定条項の認識

競技会を主催するＦＭＮ、または団体、あるいは競技会に参加する個人は、本スポーツコードおよびその付則、規則、規律および裁定規則、メディカルコード、アンチドーピングコード及び環境コード、そして競技会の大会特別規則に関する知識を持ち、すべての規定およびその結果生じる全てを、条件付けることなく、受諾しなければならない。

ＦＩＭの法的組織、あるいはＦＩＭ総審議会によって出された最終決定は、通常の法廷に控訴することができない。これらの決定は、スポーツ裁定法廷に提出されるものとし、スポーツ裁定法廷が、そのスポーツに適用される裁定コードに基づいて最終的決着をつける独占的権限を有するものとする。

スポーツ仲裁裁判所があるにもかかわらず、通常の法廷に控訴した場合、通常の法廷への控訴は、その控訴自体が欧州連合法に含まれる絶対的規則の適用を保証するために必要とされるものであれば、それは公開を維持しなければならない。

４　　ＦＩＭ規則の解釈

スポーツコードの解釈に関する紛争が生じた場合、運営委員会がスポーツコードとその付則の解釈における最高権能を有する。

各種スポーツ委員会は、FIM 世界選手権並びにプライズイベント、国際競技会に関連する当該付則の解釈についての最高権限を有する競技組織である。

委員会及びパネルは当該関連コードの解釈に関する責任を有する。

FIM と FIM プロモーターとの契約によって設立された関連組織（事項 30.4.2.1）は、FIM とのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントに関連する規則の解釈についての責任を有する。

解釈に関して異論が生じた場合、あるいは二つの公用語による内容に差異が生じた場合、英語版が優先する。

５．　　スポーツコードとその付則及び規則の改訂、あるいは追加

総審議会承認後のスポーツコードへの改訂あるいは追加は、FIM 執行事務局により適用開始期日を明記して発行される。

付則への改訂あるいは追加は、当該委員会またはパネルの提案を受け、運営委員会の承認を得た後、執行事務局より適用開始期日を明記して発行される。

契約された FIM プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントに関する規則の改定、追加は、FIM とプロモーターによって設立される関連組織（事項 30.4.2.1）の承認の後、執行事務局により、適用開始期日を明記して発行される。

１０　競技会

１０．１　競技会の種類

一般に、ＦＩＭはさまざまな種目の競技を下記の種類に分類する：

― FIM プロモーターの存在しないＦＩＭ世界選手権及びプライズイベント
― ＦＩＭ契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される
ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベント
― コンチネンタルユニオン契約プロモーターが関与または関与しない
CONU　コンチネンタルユニオン選手権
― クラシックイベント

― 国際競技会
― コンチネンタル競技会
― 国内競技会

１０．１．１　FIM プロモーターの存在しない　ＦＩＭ世界選手権及びプライズイベント

ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベントは、スポーツコード第 30 章に明記されている条件に基づいてＦＩＭカレンダーに記載される。

ＦＩＭ定款の事項３に準じて、モーターサイクルスポーツのすべての種目において、世界選手権、コンチネンタル選手権、およびＦＩＭプライズイベントの公式名称はＦＩＭに独占的に帰属するものとする。

このような競技会を運営する場合、スポーツコード及び該当する付則が運営に関して適用される。

ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベントは、資格を有するまたは任命された FIM ライダー・ライセンスを所持するすべてのＦＭＮのライダーを対象とする。

１０．１．２　FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される　ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベント

ＦＩＭ定款事項 3.3 及び 3.4 に則り、FIM の有能な組織（事項 30.4.2.1）は、FIM プロモーターとの契約の結果、上記世界選手権の運営に必要であるスポーツ的、技術的、医療的、環境、規律的改訂を行う権限を有する。

このカテゴリーの大会の運営に際しては、本スポーツコードと関連する付則が運営に関して適用される。

契約された FIM プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントに出場するライダーは、FIM ライダー・ライセンスを所持していなければならない。

１０．１．３　CONU コンチネンタルユニオン選手権

FIM 定款事項 12.6 に準じて、コンチネンタルユニオン（CONU）は、コンチネンタル選手権を確立することができる。

FIM スポーツコードに準拠した当該 CONU スポーツ規則がその運営に適用される。

どの種目においても、CONUコンチネンタル選手権に出場するライダーは、当該コンチネンタルの当該種目ライセンスを所持していなければならない。

１０．１．４　クラシックイベント

これらは明確に確立されている国際スポーツイベントで、歴史的にもモーターサイクルの開発およびモーターサイクルスポーツの国際的発展に貢献してはいるが、すでに FIM 世界選手権、またはプライズイベントに関連していないものである。

クラシックタイトルは、該当するスポーツ委員会からの推薦に基づき、運営委員会が与えるものとする。

１０．１．５　国際競技会

国際競技会は、主催国協会（FMNR）によってＦＩＭのカレンダーに登録されないかぎり、国際競技会とは呼ぶことができない。

一つの国でのみ行われる国際競技会には、ＦＩＭ選手権及びプライズイベントライセンスまたはライダーの所属する国の FMN が発行する国際ライセンス、および主催国協会（FMNR）の発行する国内ライセンスを所持するライダーを対象として行われる。

国際競技会の運営には本スポーツコード及び当該付則並びに特別規則が適用される。

１０．１．６　コンチネンタル競技会

コンチネンタル競技会は、一つの国でのみ開催が認められ、当該 FMN によって当該 CONU に競技会登録されるものとする。

当該コンチネンタルに所属する FMN によって発行された国際ライセンス、主催国協会によって発行されたナショナルライセンスまたは当該コンチネンタルによって発行されたコンチネンタルライセンスを所持するライダーを対象として行われる。

１０．１．７　国内競技会

国内競技会は主催国協会（FMNR）によって管理され、彼らの国土内に手開催される。場所の変更等の場合、大会が開催される地区のＦＭＮの了解を得ることは義務とされる。当該ＦＭＮの発行する国内ライセンス、または国際ライセンスを所持するライダーを対象に行われる。

主催国協会（FMNR）の国内スポーツコードが運営に関して適用される。

１０．２　国際競技会に併催して行われるレース

下記の条件に基づいて国際競技会の際に国内レースを併催することができる。

— 国際レースと同時に行われない
— 事項 10.1.7 に基づくライセンス所持者を対象とする

１０．３　四輪とモーターサイクルレースが同日に行われる競技会

ＦＩＭ世界選手権またはプライズイベントの対象となるイベントをプログラムに含む競技会においては、四輪レースと二輪または三輪のモーターサイクルレースを組み合わせてはならない。ただし、当該スポーツ委員会からの要請により運営委員会が認めた場合は例外とする。

１０．４　二輪および三輪のモーターサイクル、クアドレーサー及び／あるいは四輪のレース

安全上の理由から、二輪、三輪のモーターサイクル、クアドレーサーの同時レース、あるいはサイドカーとサイクルカー、および／あるいは四輪の同時レースは禁止されるが、当該スポーツ委員会からの要請により運営委員会が認めた場合は例外とする。

１０．５　非公認競技会

本スポーツコード、細則、または規則に適合していない大会、FIM 非公認大会、FIM カレンダーに記載されていない大会、FIM 世界選手権及びプライズイベント、国際競技会または国際競技会シリーズの運営あるいは、開催は認められない。

１０．６　サポートレース

FIM 契約パートナーの関与しないまたは関与する FIM 世界選手権及びプライズイベント、関連するスポーツ委員会または FIM とプロモーター間または主催国協会（FMNR）によって設立された組織（事項 30.4.2.1）の承認を得た国際競技会においてサポートレースを開催することが出来る。

１０．７　タイトルの使用

ＦＩＭタイトル、すなわちＦＩＭ世界選手権、コンチネンタル選手権、あるいはプライズ、“グランプリ”、“ワールドカップ”、“コンチネンタル・カップ”というタイトルの使用、あるいはワールド又はコンチネンタル的ステータスを競技会の表現に使用すること、及び／あるいは“国際”または“選手権”という表現をタイトルまたはサブタイトルにおいて使用することは、ＦＩＭカレンダーに記載されている競技会に関してのみ許可される。

これらのタイトルは、公式文書、宣伝ポスター等に使用することができる。

“グランプリ”、“インターナショナル及び／または FIM 世界選手権及びプライズイベント”というタイトルは運営委員会の承認を得た場合にのみ使用することができる。

FIM 公認コンチネンタル選手権というタイトルは、内規事項ＸＩ 1）1b に規定される当該 CONU に帰属している。

１０．８　サーキット、トラック及び会場

FIM 契約プロモーターが関与する／しないＦＩＭ選手権およびプライズイベントに使用されるすべてのサーキット、トラック及び会場は、ＦＩＭによって公認されなくてはならない。

CONU の統括の基に運営されるコンチネンタル選手権のためのサーキット、トラック及び会場は当該 CONU の公認を受けなければならない。FIM によって公認されているサーキット、トラック及び会場は自動的に CONU の公認とする。

国際競技会、および国内競技会に使用されるサーキット、トラック、および会場は、主催国協会（FMNR）の公認を受けなくてはならない。

１０．９　幾つかの地域にまたがって開催される大会

FIM 世界選手権またはプライズイベント、国際競技会が複数のＦＭＮの領土にまたがり開催される場合で、もしそれが順位に影響するステージの場合（リエゾンステージを除く）、主催国協会（FMNR）は関連するすべてのＦＭＮの承認を得なくければならず、最低２ヶ月前までに執行事務局にその書類を送付しなければならない。

２０．　カレンダー

毎年ＦＩＭはアニュアル及びウェブサイトに、その年度に FIM 統括の基に開催される FIM 契約プロモーターの関与する／またはしない FIM 世界選手権及びプライズイベント及び国際競技会をサーキット、トラック、会場及び開催クラスという詳細な情報を必要に応じて記載する。
そのリストは、FIM カレンダーと呼称される。

国際競技会のカレンダーは、事項 20.2 に基づいてＦＩＭに申請することによって、年度を通じて最新化することができる。

カレンダーは、アニュアルへのすべての追加または変更点の詳細を明記する発行物によって、定期的に最新化される。

FIM カレンダーに記載されるそれぞれの大会は、登録番号（IMN 番号）を持ち、FIM アニュアル及びウェブサイトに記載される。この番号は当該競技会に関連する全ての伝達文書に記載される。

２０．１　カレンダーの設定

取締役会は、モーターサイクルスポーツ全般の利益を追求し、さらに可能な限り同じ種目の競技会を同日に配分するのを避ける、あるいは近距離で開催されるのを防ぐことを考慮したのちに、自由に開催日を振り分けることができる。

もし、同種目、同カテゴリーの大会で同日開催の申請が２大会提出された場合、運営委員会は当該２大会を受理することはスポーツとしての利益に反すると判断し、交渉しても解決が困難な場合、歴史ある大会にその優先権を与えることとする。取締役会は、決定に至った理由を書面に残す。

２０．１．１　FIM プロモーターの存在しない FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM 世界選手権またはプライズイベントの各大会において、主催国協会（FMNR）は、前年の１月 31 日までに FIM 執行事務局宛てに申請書を提出しなければならない。

FIM 世界選手権またはプライズイベントの申請時に代替日程が出される場合がある。

FIM 世界選手権及びプライズイベントの日程、会場／サーキット／トラック、開催クラス申請について、当該スポーツ委員会は運営委員会の最終承認を得るために審理する。

２０．１．２　FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM プロモーターは、直接関連する暫定 FIM カレンダーを FIM との契約書に記載された締切日前に取締役会に提出する。暫定カレンダーには、次年度の FIM 世界選手権またはプライズイベントに関する会場及び開催日が記載される。FIM にカレンダー申請する際、FIM プロモーターは更に FIM に対して各大会開催国のプロモーターと同意し、各関係主催国協会（FMNR）は、起こり得る紛争の排除または最低限に留めることやオーガナイザー、会場、有効なスタッフ等の最大限の活用について確認しなければならない。

暫定カレンダーの受理に伴い、FIM はカレンダーに関わる全ての主催国協会（FMNR）に即座に告知しなければならない。FIM に対して FIM プロモーターが暫定カレンダーを提出してから 15 日以内に、主催国協会(FMNR)がカレンダーに対して何らかの意義のある場合は執行事務局に通達しなければならない。

取締役会は、暫定カレンダーに関する主催国協会（FMNR）と FIM プロモーターとの間に起こる論争を可能な限り遅らせることなく解決する。

当該スポーツ委員会の審理後の取締役会決定がなされた後、FIM カレンダーは執行事務局により公表され、FIM アニュアル及びウェブサイトに発表する。

FIM 執行事務局は、前年のスポーツシーズン中に、当該 FIM プロモーターを含む暫定カレンダー会議を開催する。運営委員会は、可能な限り前年のスポーツシーズン中の早い時期に暫定カレンダーの公表ができるよう全力を尽くす。FIM プロモーターによる長期カレンダー計画を奨励する。

２０．１．３　CONU　コンチネンタル選手権

コンチネンタル選手権の CONU カレンダーは、それぞれのスポーツコードに準拠して決定される。

FIM プロモーターの関与しない／または関与する FIM 世界選手権またはプライズイベント同様、同日に、同一国で、同種目のコンチネンタル選手権の開催は認められない。取締役会は例外を認める場合がある。

２０．１．４　クラシックイベント

主催国協会（FMNR）は、FIM アニュアル及びウェブサイトに公表するために、クラシックイベントの申請を前年の 11 月 30 日までに開催クラス等の詳細な情報とともに、執行事務局に申請しなければならない。

２０．１．５　国際競技会

主催国協会（FMNR）は、FIM アニュアル及びウェブサイトに公表するために、クラシックイベントの申請を前年の 11 月 30 日までに開催クラス等の詳細な情報とともに、執行事務局に申請しなければならない。

スポーツモーターサイクル競技会を開催することを望んでいるオーガナイザーは、スポーツコード、付則並びに諸規定を遵守しなければならない。

オーガナイザーが、FIM 司法による了承を必要とする新たな競技会設立を要望する場合、それは執行事務局に申請されなければならない。
スポーツコード、付則及び諸規定に準拠する競技会の申請は、モーターサイクルスポーツにおける安全性、公平性及び規則性を実施するために拒否することが必要な場合、否決される。申請の否決は正当なことであることを証明できなければならない。
国際競技会に関する FIM カレンダーは、執行事務局により事項 20.2.5 に準じて、自動的に最新化される。

２０．１．６　コンチネンタル競技会

CONU は、FIM アニュアル及びウェブサイトに公表するために、全てのコンチネンタル競技会の申請を前年の 11 月 30 日までに開催クラス等の詳細な情報とともに、執行事務局に申請しなければならない。

コンチネンタル競技会のカレンダーは、CONU の規則に従い、一年を通して最新のものとされる。

２０．２　カレンダーの追加、および変更

２０．２．１　FIM プロモーターの関与しないＦＩＭ世界選手権及びプライズイベントのカレンダー

ＦＩＭ世界選手権またはプライズイベントの対象となる競技会の総数を超える申請があった場合や、最低申請数が満たされなかった場合、該当する委員会は、運営委員会の最終判断を仰ぐために提案を出すことができる。

日程がＦＭＮにとってまったく受け入れなれないものであった場合、当該ＦＭＮは、９月３０日までにオリジナルの申請を差し戻すか、あるいは正当な理由を述べて開催日、または開催地を変更した新たな申請を提出する。この申請に関する決定が、ＦＩＭ総会、またはバイエニアル・セッション時に、該当する委員会の最初のミーティングで出される。

新たな開催日申請が該当する委員会によって却下され、この却下が運営評議会、または必要な場合には最高委員会によって確認された場合、ＦＭＮはただちにこの競技会申請を取り下げることができる。この場合、ＦＩＭはこの競技会の本来の開催日を維持しながら開催権を別のＦＭＮに与えることができる。

期日より遅く到着した開催日変更申請は認められない。“不可抗力”の場合、取締役会が、カレンダー承認後にＦＩＭ世界選手権、あるいはプライズイベントの開催日変更を決定することができるが、この場合でも次の総会までに決定が出されなくてはならない。

開催日変更が却下された競技会を含み、後日競技会開催を取り消した場合、事項 20.3に明記されているペナルティーが科される。さらに、翌年に関して、同一の選手権競技の日程が予定されている場合、当該ＦＭＮのいかなる申請も考慮されない。

ＦＭＮから要請があった場合、取締役会は上記のペナルティーを放棄することができるが、競技会中止の理由がエントリー数不足、またはＦＩＭが承認した純粋な“不可抗力”の場合であることを条件とする。

異例の状況に基づく２４時間以内の短期変更は、上記規則における開催日変更とはみなされない。

２０．２．２　FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントカレンダー

日程変更に関するプロモーターからの申し出は、根拠の十分な理由と新しく申請する日程の最低 45 日前までに申請された場合、取締役会によって審議される。

会場、サーキット、またはトラックの変更は取締役会によって FIM 公認前に十分な告知期間を持って承認される。

FIM プレスオフィスは、FIM プレスリリースによって速やかにこの変更を公表する。

２０．２．３　CONU　コンチネンタル選手権のカレンダー

CONU カレンダーへの追加や変更は、CONU 規定によって決定される。

２０．２．４　クラシックイベントのカレンダー

クラシックイベント申請の遅延は（すなわち前年の 11 月 30 日以降の場合）、当該大会開催の 4 週間前までの申請は認められる。

２０．２．５　国際競技会のカレンダー

国際競技会の申請の遅延は（すなわち前年の１１月３０日以降）、当該競技会開催日の１０日前までならば受理される。

主催国協会（FMNR）は、例外的状況または正当な理由のある場合、延期またはキャンセルすることや、もしその大会が始まっているか終了している場合、競技結果の修正と国際競技会の承認の無効を宣言することができる。

FIM 執行事務局及びエントリーを提出した全ライダーに開催日の変更、または中止に関する情報が提供されなくてはならない。異例の状況に基づく２４時間以内の短期変更は、開催日変更とはみなされない。

開催日変更の場合、すでに提出されているエントリー申し込みは、ライダーが競技会の新たな開催日受け入れを確認した場合にのみ有効とされる。

２０．２．６　コンチネンタル競技会のカレンダー

CONU　カレンダーへの追加や変更は、CONU 規定によって決定される。

２０．２．７　国内競技会のカレンダー

FMN カレンダーへの追加や変更は、FMN 規定によって決定される。

２０．３　登録料

２０．３．１　FIM プロモーターの関与しない FIM 世界選手権及びプライズイベント

主催国協会（FMNR）から FIM に支払われるカレンダーの各登録料は、取締役会によって決定され、総審議会によって承認される（定款事項 12.1.7.n 参照)。

ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベントの中止に関しては、下記の規則が適用される。

- 前年の１０月３１日以降、１２月３１日まで　　追徴金５０％
- 前年の１２月３１日以降　　追徴金２００％

これらのパーセンテージは、イコールトリートメントに基づく差し引きが行われた後に、登録料に適用される。

これらの登録料、または追徴金は、要請に基づいて一部、または全額返還されるが、その要請が、エントリー数の不足、または“不可抗力”によるものだと証明され、取締役会によって承認された場合に限られる。

２０．３．２　FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FI 世界選手権及びプライズイベント

主催国協会（FMNR）から FIM に支払われるカレンダーの各登録料は、取締役会によって決定され、総審議会によって承認される（定款の事項 12.1.7.n 参照)。
FIM プロモーター自身の理由によりキャンセルされた場合、追徴金は発生せず、登録料は返還される。

２０．３．３　CONU　コンチネンタル選手権

CONU カレンダーに対する CONU に支払われる各登録料は、当該 CONU により決定される。

２０．３．４　クラシックイベント

FIM カレンダーに対する主催国協会（FMNR）に支払われる各登録料は、当該主催国協会（FMNR）により決定される。

２０．３．５　国際競技会

FIM カレンダーに対する主催国協会（FMNR）に支払われる各登録料は、当該主催国協会（FMNR）により決定される。

２０．３．６　コンチネンタル競技会

CONU カレンダーに対する CONU に支払われる各登録料は、当該 CONU により決定される。

２０．３．７　国内競技会

FMN カレンダーに対する主催国協会（FMNR）に支払われる各登録料は、当該主催国協会（FMNR）により決定される。

３０　FIM 競技会

３０．１　ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベント

各スポーツ種目に関連する付則に含まれている条件の詳細に基づいて、FIM は下記の事項に詳細が明記される世界選手権およびプライズイベントを承認する。

公式タイトルスポンサー名称またはブランド名は“FIM 世界選手権またはプライズイベント”の前に加えられる。

３０．１．１　世界選手権

ロードレース

-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIM 世界選手権グランプリ
-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIM スーパーバイク世界選手権
-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIM スーパースポーツ世界選権
-チーム及びマニュファクチュラー用の FIM エンデュランス世界選手権
-ライダー、パッセンジャー、およびマニュファクチュラー用の FIM サイドカー世界選手権

モトクロス
-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIMMXGP – MX2 ~~MX1,MX2,MX3~~ 世界選手権
-ライダー、パッセンジャー及びマニュファクチュラー用の FIM サイドカーモトクロス世界選手権
-ライダー及びマニュファクチャラ―用の FIM ウィメンズモトクロス世界選手権
-ナショナルチーム用のモトクロス・オブ・ネーションズ
-ライダー及びナショナルチーム用の FIM ジュニアモトクロス世界選手権
-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIMAMA スーパークロス - FIM 世界選手権
-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIM スーパーモト S1 世界選手権
-ナショナルチーム用のスーパーモト・オブ・ネーションズ
-ライダー及びマニュファクチャラー用の FIM スノークロス世界選手権
-ライダー及びマニュファクチャラー用の FIM フリースタイルモトクロス世界選手権
- ナショナルチーム用の FIM スノークロス・オブ・ネーションズ
- ナショナルチーム用の FIM フリースタイル・オブ・ネーションズ

トライアル
-ライダー及びマニュファクチュラー用の FIM トライアル世界選手権
-ナショナルチーム用のトライアル・デ・ナシオン
-FIM ウィメンズ・トライアル世界選手権
-ナショナルチーム用のウィメンズ・トライアル・デ・ナシオン
-FIM Ｘ－トライアル世界選手権

エンデューロ
-ナショナルチーム用の FIM 国際６日間エンデューロ
-ライダー及びマニュファクチュラー用 FIM エンデューロ世界選手権
-FIM ジュニアエンデューロ世界選手権
-ライダー及びマニュファクチャラー用の FIM スーパーエンデューロ世界選手権

クロスカントリーラリー
-ライダー及びマニュファクチャラ―用の FIM クロスカントリラリー世界選手権

トラックレース
-FIM スピードウェイ世界選手権グランプリ
-FIM スピードウェイ世界選手権グランプリ予選大会

-FIM トラックレースサイドカー1000 ㏄世界選手権
-FIM スピードウエイ・アンダー21 世界選手権
-FIM チームスピードウェイ・アンダー21 世界選手権
-FIM アイススピードウェイグラディエーター世界選手権
-FIM チームアイススピードウェイグラディエーター世界選手権
-FIM ロングトラック世界選手権
-FIM チームロングトラック世界選手権
-FIM スピードウェイワールドカップ（ナショナルチーム用）

３０．１．２　ＦＩＭプライズ
-FIM スーパーストック 1000ccFIM カップ
-FIMCEV レプソルインターナショナル選手権
-チーム及びマニュファクチャラーのための FIM 耐久ワールドカップ
-FIM Moto GP ルーキーズカップ
-FIMe ロードレースワールドカップ
-FIM ストリートフリースタイルワールドカップ
-FIM サイドカーF2 ワールドトロフィー
~~-FIM e-power インターナショナル選手権~~
~~-FIM ドラッグバイクワールドカップ~~
~~-FIM ヴェテランモトクロスワールドカップ~~
~~-FIM クアドクロスワールドカップ~~
~~-FIM ジュニアトライアル・ワールドカップ~~
~~**-FIM125cc ワールドカップ**~~
~~-FIM ユーストライアルカップ１２５ｃｃ~~
~~-FIM トライアルインターナショナルトロフィー・デ・ナシオン~~
~~-FIMＸ－トライアル・デ・ナシオン~~
~~-FIM ウィメンズエンデューロワールドカップ~~
~~-FIM ユースエンデューロカップ~~
~~-FIM ウィメンズ・クロスカントリーラリー・ワールドカップ~~
~~-FIM クァド・クロスカントリーラリー・ワールドカップ~~
~~-FIM ジュニアクロスカントリーラリー・ワールドカップ~~
~~-FIM ウィメンズバハワールドカップ~~
~~-FIM クアドバハワールドカップ~~
~~-FIM ジュニアバハワールドカップ~~
~~-FIM スピードウエイ・ユースゴールドトロフィー80cc クラス~~
~~-FIM スピードウェイ・ユースゴールドトロフィー250 ㏄クラス~~
-~~FIM グラストラック・ユースゴールドトロフィー125cc~~
-~~FIM グラストラック・ユースゴールドトロフィー250 ㏄~~
~~-FIM フラットトラックカップ~~
~~**-FIM ワールドスピードウェイリーグ**~~

３０．２　競技会の格式及び資格基準

取締役会は、適切な資格基準を考慮し、当該スポーツ委員または FIM とプロモーターとの契約によって設立された組織会からの提案により、事項 30.1 に規定されている如何なる競技会の格式をも FIM 世界選手権からプライズイベントに、またはその逆の変更を行うことができる。

同様に、FIM 世界選手権及びプライズイベントは、取締役会がモーターサイクルスポーツの利益のために適格な資格基準を考慮し、導入あるいは排除をすることができる。

３０．３　FIM プロモーターの関与する／またはしない FIM 世界選手権及びプライズイベント競技会

取締役会は、当該スポーツ委員または FIM とプロモーターとの契約によって設立された組織会からの提案により、FIM カレンダーとして記載されるための FIM 世界選手権またはプライズイベントの最低開催数を決定することができる。

３０．４　FIM 競技会の運営

３０．４．１　FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM 世界選手権またはプライズイベントの対象となる各競技会は、それぞれ異なる主催国協会（FMNR）によって運営される。

もし、当該主催国協会（FMNR）が自国内での競技会を開催することを法律によって禁じられている場合、取締役会の了承の基、他の FMN に所属するサーキットにおいて、その FMN の了解を得た上で、FIM 世界選手権及びプライズイベントを開催することができる。

３０．４．２　FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM が契約上承認した場合、いかなる個人または組織もこれらの大会を主催することができる。契約された FIM プロモーターは、関連する諸契約に準拠し大会を運営することに関して FIM に対して直接責任を負う。

関連する FIM プロモーターは、関連する主催者に対し条件の予定について通告する。

３０．４．２．１　FIM とプロモーターとの契約により設立される組織

FIM とプロモーターが締結する契約は以下を任命する：

ｉ）　それぞれの当事者を含むパーマネントビューロー。

この組織は、メンバー全員が必要と判断した場合で、契約上一切の矛盾

を生じずに当該スポーツ委員会の決定を批准する場合、緊急の決断を行う権限を与えられる。(以下を参照)

ｉｉ） FIM 代表及びその他当事者が含まれる適切な委員会は、当該スポーツ委員会またはパネル、ライダー、チーム、マニュファクチャラーのような当事者を含む関係者からの提案による規則改訂に関する検討を任されている。決議は単純多数決により行われ、タイが生じた場合、委員長が決戦票を投じる。決定事項は、常設委員会パーマネントビューローの承認を得た上で有効となる。

３０．４．３　CONU　コンチネンタル選手権

定款(事項 12.4ａ)により、コンチネンタル選手権は当該 CONU により運営される。

主催国協会（FMNR）または CONU は、それが主催国協会（FMNR）または CONU によって運営される、されないに関わらず、割り当てられた競技会の運営に関して FIM に対して直接責任を負う。

３０．４．４　クラシックイベント

クラシックイベントは、主催国協会（FMNR）自身の規則、大会特別規則に準拠し、彼ら自身の権限と責任のもとに運営される。

３０．４．５　国際競技会

国際競技会は、彼ら自身の権限と適切な FIM 規則及び大会特別規則に則り主催国協会（FMNR）によって運営される。

取締役会は、FIM または主催国協会（FMNR）の監督の基、及びそれぞれのケースに応じた取締役会の決定に則り、モーターサイクル協会（FMN）のない国において１つ又はそれ以上のモーターサイクル競技会の運営を認可することができる。

３０．４．６　競技会のシリーズ

各国で開催され、異なるＦＭＮのライダーが参加する国際競技会に関しては、必ず FIM カレンダー申請されなければならない。

FIM 世界選手権又はプライズイベントのタイトルをシリーズ名に含む場合、他シリーズのオーガナイザーが、二つのシリーズの混乱を避けるために FIM によって提示されるあらゆる場合を想定した要件を考慮して設定される。申請の受理は FIM が当該大会がスポーツコード、付則及び規則に準拠しておりサーキットまたはトラックが FIM によって承認された後になされ

る。必要に応じてオブザーバーを派遣する。
取締役会はFIMと主催FMNR／オーガナイザーが負う義務により申請料金を調整する。

３０．４．７　コンチネンタル競技会

コンチネンタル競技会は、当該CONU規則及び彼らの権限の基、主催国協会（FMNR）によって運営される。

３０．４．８　国内競技会

国内競技会は、主催国協会（FMNR）の権限及び規則の基、主催国協会（FMNR）によって運営される。

３０．５　順位

ライダー、パッセンジャー、チーム及びマニュファクチャラーの順位は、関係するカテゴリーの競技会または種目の付則及び規則に準拠して決定される。

３０．６　ＦＩＭによって与えられるメダルと賞状

３０．６．１　ライダー／パッセンジャー用ＦＩＭ世界選手権およびプライズイベント賞

ライダー及びパッセンジャー（存在する場合）用の世界選手権に関しては、下記の賞が与えられる：

ー　１位　ゴールド・メダル　１個　およびＦＩＭ賞状　１枚
ー　２位　シルバー・メダル　１個
ー　３位　ブロンズ・メダル　１個

ライダー及びパッセンジャー（存在する場合）用のＦＩＭプライズイベントに関しては、下記の賞が与えられる：

ー　１位　金泊のメダル　１個　およびＦＩＭ賞状　１枚
ー　２位　シルバー・メダル
ー　３位　ブロンズ・メダル

３０．６．２　マニュファクチュラー用ＦＩＭ世界選手権およびプライズ賞

世界選手権を獲得したマニュファクチャラーには下記が贈られる：
ＦＩＭ賞状　１枚

３０．６．３　チーム用ＦＩＭ世界選手権賞

チーム用の世界選手権では、下記の賞が与えられる：

ー　１位　該当するにＦＩＭ賞状１枚　および該当する各ライダーに金メッキ・メダル１個ずつ

— ２位　該当する各ライダーにシルバー・メダル　１個ずつ
— ３位　該当する各ライダーにブロンズ・メダル　１個ずつ

３０．６．４　ＦＩＭチーム・プライズ賞

ＦＩＭチーム・プライズの賞は、該当する種目の付則に明記された規則に基づいて贈呈される。

３０．７　“チャレンジ”と“トロフィ”

ＦＩＭ世界選手権及びプライズイベントに関して、取締役会の事前の承認を得ずに“チャレンジ”または“トロフィ”が贈呈されてはならない。

該当する委員会からの提案に基づいて、取締役会は、“チャレンジ”および“トロフィ”の贈呈に関する規則が当該競技の規則に明記されていない場合、規則を決定する。

“チャレンジ”または“トロフィ”の所持者は、それを所有している間に生じた破損や損失に関して責任を持つ。

“チャレンジ”と“トロフィ”には証明書が発行され、規則に基づいてレプリカは作成してはいけないことになる。

４０　オフィシャル

４０．１　競技会の指揮と管理

競技会の指揮と管理、および法的手順はオフィシャルの責任とする。（下記事項 40.2.1 参照）

４０．１．１　オフィシャル

イベント時の異なった役務を有するオフィシャルは下記のとおりとする：
— ＦＩＭチーフスチュワード及びスチュワード
— 審査委員長と審査委員会メンバー
— レフリー
— レースディレクター
— レース・ディレクションメンバー
— セーフティー・オフィサー
— 競技監督
— テクニカルディレクター
— メディカルディレクター
— FMN 代表／スポーツスチュワード
— FIM テクニカルスチュワード
— 環境スチュワード

— チーフ・メディカル・オフィサー（ＣＭＯ）
— スターター
— タイムキーパー
— FIM 代表者
— FIM 派遣代表（メディカル、テクニカル、環境等）
— 審査委員会書記
— 安全および大会進行を担当するオフィシャル、およびマーシャル

FIM はオフィシャルの最新情報を常に維持する。

４０．１．２　オフィシャルの資格

ＦＩＭおよびＦＭＮは上記のカテゴリー用に、能力、および誠実さにおいて任務にふさわしいと証明できる候補者を任命するＦＩＭの公式承認は、候補者が各種目における特別条件に基づいて適格だと証明されたのちに与えられる。当該委員会が、特定の国際オフィシャルに参加が義務づけられるセミナーを主催する。

オフィシャルはライダー、パッセンジャー、チームメンバー、メカニック、マニュファクチャラー代表または大会に参加しているスポンサーであってはならない。

４０．１．３　ＦＩＭライセンスを所持するオフィシャル

FIM 世界選手権またはプライズイベントに任務につく場合、関連する規約、付則、規則で義務付けられている場合、オフィシャルは、当該年度有効で、適切な FIM 国際オフィシャルライセンスを所持していなければならない。

主催国協会により任命された国際競技会のオフィシャルは、特に当該付則に明記されていない限り FIM オフィシャルライセンスの所持は義務とされない。

４０．２　オフィシャルの任命

４０．２．１　FIM プロモーターが関与する／または関与しないＦＩＭ世界選手権及びプライズイベントのオフィシャル

ＦＩＭ世界選手権及びプライズイベントのオフィシャルは当該 FIM 委員会またはパネルによって任命され、必要な場合は、FIM とプロモーターまたは主催国協会（FMNR）との契約（事項 30.4.2.1 参照）に基づいて設立された組織によって当該細則及び規則に準拠して任命される。

４０．２．２　CONU　コンチネンタル選手権のオフィシャル

CONU　コンチネンタル選手権のオフィシャルは、CONU の規則に準拠し、CONU によって任命される。

４０．２．３　クラシックイベントのオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

４０．２．４　国際競技会のオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

４０．２．５　コンチネンタル競技会のオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

４０．２．６　国内競技会のオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

４０．３　ＦＩＭ派遣代表／ＦＩＭ代表者

前述したオフィシャルの他に、取締役会は代表目的、または監督目的でデレゲート、または代表者を任命することができる。

４０．４　オフィシャルの権限

オフィシャルおよび／または組織の権限は、該当する付則及び規則に明記される。

５０　ＦＩＭスチュワード、および国際審査団

５０．１　国際審査団（JI）

５０．１．１　構成

国際審査団は、１名の審査委員長と主催国協会（FMNR）が任命するメンバーを含む最低２名の審査委員会メンバーによって構成される。必要な場合、運営委員会はこの構成とは別の構成を決定することもある。審査委員長と２名の審査委員メンバーのみが投票権を有する。

可能な場合には、国際審査団には投票権を有さないメディカルデレゲートとテクニカルデレゲートも含まれることが望ましい。

下記の者は国際審査団の会議に出席する権利を有するが、投票権は持たない：

— 競技監督
— 取締役会のメンバー、常設委員会の委員長、ＦＩＭ最高経営責任者、当該スポーツ委員会担当者
— 環境スチュワード
— FIM 環境デレゲート

５０．１．２　**任命**

FIM プロモーターの関与する／または関与しない FIM 世界選手権及びプライズイベントの国際審査団**及び／あるいはチーフスチュワード及び FIM スチュワード及びあるいは FIM レフリーは当該委員会より推薦され、スポーツ執行役員によって、**~~取締役会によって~~任命される。

FIM 派遣委員（環境、メディカル、テクニカル等）は、当該委員会により推薦され、当該担当役員により任命される。

国際競技会の場合、審査委員長及び審査委員メンバーは、主催国協会（FMNR）によって任命される。

コンチネンタル競技会の場合、審査委員長及び審査委員メンバーは、当該 CONU によって任命される。

５０．１．３　**国際審査団の権限**

国際審査団は競技会における FIM 規則、規則に特別に規定されている場合を除くペナルティーの裁定に関する最高権能を有する。

国際審査団は、競技会中に起こり得る抗議に対する審理件を有し裁定を下す唯一の法廷組織である。

国際審査団は、規律及び裁定規則に明記されている条項に則りペナルティを科すことにより、あらゆる紛争を解決しなければならない。

国際審査団は、オーガナイザー、レースディレクター、競技監督の要望または国際審査団自体の主導権に則り、競技会のスタートを遅らせたり、サーキット、トラックまたは会場の改修、不可抗力または安全上の理由から大会または大会の一部を停止またはキャンセルすることができる。

５０．２　FIM スチュワード

５０．２．１　構成及び任命

FIM プロモーターとのパートナーシップにより運営される FIM 世界選手権規則は、大会毎に１名または３名の FIM スチュワードが任命される。３名のスチュワードが任命される場合、そのパネルは会議の議長となるチーフスチュワードによって管理される。

５０．２．２　定足数及び絶対多数

もし、3 名のスチュワードが任命された場合、FIM スチュワード会議の定足数は２名とする。FIM スチュワードの決定は単純過半数による。タイの場合、議長が決定票を有する。

５０．２．３　FIM スチュワードの権限

ＦＩＭスチュワードは下記に関して責任を持つ：

— 当該イベントが該当するＦＩＭ世界選手権規則に準じて行われるようにする。
— 該当する規則に準じて、レースディレクションの決定に対する抗議についての聴取や、裁決を下す。

６０　参加者

参加者とは、オフィシャル以外で適切な FIM ライセンスを所持し、設定されている開催クラスに出場する人または実在する組織とする。

オフィシャルは FIM、主催国協会（FMNR)、CONU またはパーマネントビューローによって任命され、その権能については関連する付則及び規則に明記される。

６０．１　ナショナルチーム

ナショナルチームは、該当するＦＭＮによって指名されるものとする。オーガナイザーがナショナルチームを指名することはできない。

ナショナルチームのメンバーは、彼らが代表する国のパスポートを所持するものとする。

６０．２　競技会への参加者

FIM ライセンスを所持する競技会への参加者は、下記のとおりとする：

— ライダー：FIM の統括する種目において車両を運転する個人
— パッセンジャー：サイドカーまたは三輪レースの競技会の際に、ライダーに同行する個人
— チーム：競技会中に同一車両を交代で運転する数人のライダーで構成される実在する組織。

— マニュファクチャラー：競技会中に使用されるモーターサイクルを生産する個人または組織
— トライアルアシスタント：関連する細則及び規則に従ってライダーを援助する個人

６０．３　結果及び発行物の承認

競技会に参加する参加者は、公式結果及びＦＩＭの決定を受け入れなければならない義務があり、これらが全世界に発表されることに関して反対する権利を持たない。

６０．４　ライダーとパッセンジャーの年齢

スポーツ委員会および／あるいは関連する組織は、それぞれの種目及びカテゴリーに関する最低年齢について、国際メディカルパネルの事前承認の基に決定する。如何なる状況においても、FIM 規則によって運営される競技会におけるラーダーの最低年齢は 12 歳とする。

最低年齢は、付則、規則並びに FIM メディカルコードに明記される。

それぞれの種目及びカテゴリーに関する最低年齢は当該ライダーの誕生日を基準とする。

CONU は、コンチネンタル競技会及びコンチネンタル選手権における最低年齢を設定することができる。

50 歳を超えるライダーの場合、関連する付則の条項、規則並びに FIM メディカルコードによる。

６０．５　責任

公式イベントにおける参加者は、公式イベント中、あるいはそれのトレーニング中に生じたすべての損失、損害、あるいは負傷に関する一切の責任を、ＦＩＭ、主催国協会（FMNR)、CONU、FIM プロモーター、オーガナイザー、オフィシャル、それの雇用人、代表者、代理人から免除し、常に本スポーツコードの事項 110.3 に従うものとする。

さらに、参加者は、彼が連帯責任を負う第三者に対するすべての損失、損害、あるいは負傷に関して、ＦＩＭ、主催国協会（FMNR)、CONU、FIM プロモーター、オーガナイザー、オフィシャル、それの雇用人、代表者、代理人の責任を免除し、一切迷惑をおよぼさないことを確約する。

６０．６　ライダー及びマシンに表示する広告

ＦＩＭの権限の元に開催される競技会においては、ライダー、およびマシンに広告を表示することが許可される。

ヘルメットへの広告の表示は、それによってヘルメットの技術的特徴を変更しないかぎり許可される。ナショナルチーム用の競技会では、広告が FIM の定めるナショナル・カラーを妨げてはならない。

さらに、ライダー、パッセンジャー、チーム、スポンサー、あるいはマニュファクチュラーは、競技会に関して自分のために行われた商業広告は、すべて事実かつ正確であり、曖昧ではないことを保証しなくてはならない。

FIM プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントに関しては、関連する規則が適用される。

６０．７　世界チャンピオン表彰式典

各種目の各クラスで世界選手権のタイトルを獲得したライダー（あるいはパッセンジャー）は、毎年ＦＩＭが主催し、FIM の経費にて開催する表彰式への出席が義務づけられる。この表彰式に出席しなかったライダー（またはパッセンジャー）には、最低 10,000 スイスフラン、最高 100,000 スイスフランの罰金が科される。

７０　ＦＩＭライセンス

７０．１　発行と取り消し

FIM ライセンスの受給は、もし、申請者が当該規則に規定されている基準を満たしている場合、拒否されることはない。
すべての FIM ライセンスは FMN によって発給され、その発行は、財務規定事項 7.2 に記載されていない限り、当該申請者の所属する FMN が行う。

ＦＩＭ、またはＦＭＮは下記を行うことができる：

― ＦＩＭライセンスの発行を正当な理由の元に拒否する。拒否する場合、書面で通告することとし、理由を簡潔に述べていなければならない。
― FIM によって最終的な規則上のペナルティーの宣告としてＦＩＭライセンスを没収する。

FIM または当該 FMN の公認でないイベントに参加した事実が判明した場合でもライセンスの取り消し等はすることができない。

大会中、FIM ライセンス所持者は FIM チーフスチュワードまたは審査委員長にライセンス提示を要求される場合がある。

７０．２　参加者のためのＦＩＭライセンス

ＦＩＭライセンスというのは、ＦＩＭの権限の元に運営されるモーターサイクル競技会にどの資格においても参加を希望する個人、または団体組織にとって必要な書類である。

ＦＩＭライセンスの所持者は、ＦＩＭ規則、およびそのライセンスを発効する協会の規則を尊重し、これらの規則の基に違反が生じた場合に適用されるペナルティーを受け入れなければならない。

７０．２．１　ライダー、パッセンジャー及びチーム用ＦＩＭライセンス

1　ＦＩＭライダーライセンスは、ＦＩＭ権限の基に行われる競技会にライダーが参加するのを許可する書類である。

2　ＦＩＭ世界選手権及びプライズイベント用ライダー・ライセンスは、ライダーが出場する種目の関連する付則及び規則に従って設定される。

3　FIM パッセンジャーライセンスは、パッセンジャーとして参加する場合にのみ有効とされる。

4　CONU は、年に１度発行される FIM アニュアル及びウェブサイトに明記されている制度に準拠して発行される CONU ライセンスの発行に関して責任を有する。

5　各国協会（FMN）は、年に１度発行される FIM アニュアル及びウェブサイトに明記されている制度に準拠して発行される国際競技会並びに国内競技会に有効なライセンスを発行する責任を有する。

6　ＦＩＭ選手権、プライズイベントまたは国際競技会で有効な FIM ライセンスを発行する前に、FIM またはＦＭＮは申請者の身元、国籍、及び/あるいは申請者の永住地、年齢、健康状態、およびライセンス申請の対象となっている競技会参戦に向けての適性を確認する。さらに、FIM またはＦＭＮは当該申請者が、規則上、規律上の理由から FIM または FMN によって資格停止、または資格剥奪の対象となっていないかどうかを確認しなくてはならない。

7　FIM ライセンスは、外国人ライダーに発行することができるが、当該申請者が国籍を有するまたは在住する国のＦＭＮから承認（許可証）を得なくてはならない。もし、このＦＭＮがＦＩＭに加盟しているのであれば、ライセンス発行は可能となる。この承認はライセンスの有効期限に関して１度のみ与えられるものとする。同じ期間に別のＦＭＮから追加の国際ラ

イセンスを申請することは禁止される。

8　パスポートを所持する国の FMN から招待され、その年の間その国に参加し、その国のナショナルチームに参加する場合、当該ライダーは現在所持しているライセンスで参加することが認められる。

9　２つの国籍を有するライダーは、一年に一つのナショナルチームにのみ参加することが認められる

10　競技会の一部に一般公道を使用するエンデューロ、およびトライアル競技会に関して、競技会の行われる国の法律で要請されている場合、ライダーは有効なＦＩＭライダー・ライセンスと共に有効なモーターサイクル運転免許証を所持していなくてはならない。

７０．２．２　トライアルアシスタント用 FIM ライセンス

トライアルアシスタントライセンスは、関連する付則及び規則に準拠し、登録されたアシスタントとして参加する場合に関してのみ有効とする。

７０．２．３　マニュファクチャラーのための FIM ライセンス

ＦＩＭは３種類の国際マニュファクチャラーライセンスを発行する：

ブルー・ライセンス：　年間５，０００台以上のモーターサイクル（二輪）を生産しているマニュファクチャラーにのみ発行される。

グリーン・ライセンス：　年間５００台以上５，０００台以下のモーターサイクル（二輪）を生産しているマニュファクチャラーにのみ発行される。

レッド・ライセンス：　年間 500 台以下の車両またはフレームを生産しているマニュファクチャラ一にのみ発行される。

FIM マニュファクチャラーライセンスは、その所持者が毎年マニュファクチャラー選手権に参加することを許可し、彼らの商標が公式結果に表示されることを認め、ＦＩＭが承認する競技会に彼らの商標名の元でライダーをエントリーさせることを認める。さらにモーターサイクル競技会において彼らの商標をつけたモーターサイクルが参加していると宣伝する権利を与えるものである。さらに、国際マニュファクチャラーライセンスは、マニュファクチャラー／コンストラクターに、ＦＩＭ技術規則に準じて彼らのモーターサイクルを認可してもらうことを認める。

FIM マニュファクチャラーライセンスの申請は、当該年の３月 31 日までに執行事務局に提出されなければならない。

７０．２．４　種目ごとのＦＩＭスポーツチームライセンス

ＦＩＭは、種目ごとに、ＦＩＭ世界選手権及びプライズイベントに彼らのチーム名でライダーをエントリーするためのインターナショナルスポーツチームライセンスを発行する。

種目ごとのＦＩＭスポーツチームライセンスは当該種目の規則及び関連する付則に準拠して確立される。

チームがライダーを彼らのチーム名の元にライダーをエントリーするためのライセンスであり、ＦＩＭ契約プロモーターとのパートナーシップにより主催されるＦＩＭ世界選手権及びプライズイベント規則に害しない公式結果にチーム名称を掲載するためのものである。

７０．２．５　タイヤマニュファクチャラーのためのＦＩＭライセンス

FIM は３種類のインターナショナルタイヤマニュファクチャラーライセンスを発行する。

タイプ Ａ：全ての種目及び選手権／カップ
タイプ Ｂ：全てのモトクロス、エンデューロ、ラリー、トライアル及びトラックレース及び選手権／カップ
タイプ Ｃ：トライアル及びトラックレースのみの選手権／カップ

タイヤマニュファクチャラーは、二輪競技会において広告や公式結果にトレードマークを掲載するためには FIM タイヤマニュファクチャラーライセンスを所持していなければならない。タイヤマニュファクチャラーライセンスは、また、マニュファクチャラーが、FIM 規則並びに技術規則に準拠したタイヤの公認を得るために必要なものとする。

FIM タイヤマニュファクチャラーライセンスの申請は当該年の３月３１日までに事務局に提出されなければならない。

７０．３　FIM オフィシャルライセンス

ＦＩＭは、彼自身の所属する FMN もしくは当該スポーツ委員会によって任命される個々のオフィシャル、該当するセミナーに出席して試験に合格したすべてのオフィシャル、あるいはセミナーが必要とされない場合には彼らの所属するＦＭＮによって任命された資格のあるすべてのオフィシャルに対して国際オフィシャルライセンスを発行する。オフィシャルライセンスの有効期間は、ライセンスに記載される。

オフィシャルライセンスの所持者は、当該イベントにオフィシャルとして任命された場合にのみこのライセンスを使用することができる。

７０．４　ＦＩＭプレスカード

ＦＩＭは、モーターサイクル・スポーツ・メディアで実績のあるジャーナリストとカメラマンに対して、ＦＩＭプレスカードを発行する。

ＦＩＭの管轄で運営されるイベントの当局には、ＦＩＭプレスカードの所持者に対して、彼がプロフェッショナルな仕事を行うのを可能とする設備を提供するよう要請される。ＦＩＭプレスカードの所持者は規則、条件、およびイベントの正常かつ安全な進行を確保するためにオーガナイザーが設ける制限に従うものとする。

プレスカードは、自分で自分のリスクに関して完全に責任を負う者に対して発行される。このプレスカードは、他人に譲渡できるものではなく、不正に使用された場合には、ただちに没収され、無効とされる。

１００　大会特別規則、その他書類及び競技会の種々運営

１００．１　国内コードとオフィシャルの任命

主催ＦＭＮのスポーツコードは本スポーツコードに基づいて作成されるものとする。各ＦＭＮは、委員会、国内委員会、あるいは他の組織、および自国の領土内で行われる競技会の運営に必要なオフィシャルの任命に関して責任を持つ。

１００．２　法律上の認可

オーガナイザーが必要な法的認可を受けるまでは、いかなる競技会も開催されてはならない。

１００．３　大会特別規則（ＳＲ）

大会特別規則（ＳＲ）には、FIM コード、付則及び規則に明記されていない特別な大会に関する追加の情報や詳細資料が含まれる。

大会特別規則（SR）は、判例として当該付則及び規則に明記されているFIM スポーツコード、その付則及び規則に関する変更を行ってはならない。

１００．４　公式プログラム

公式プログラム、および観客にとって便利な他の発表事項には、下記の情報が含まれるものとする：

— 各レース、またはヒートごとのライダー、パッセンジャーの氏名、ライダーの公式スポンサー名、ライセンスを発行するＦＭＮ、またはパスポートを発行する国名。
— 各レース、またはヒートごとのモーターサイクル･メーカーのリスト。
— 競技会のタイム・スケジュール
— レースディレクションの代表者名、及び／あるいは競技監督名、安全及びイベント運営を担当するオフィシャルの氏名。
— ＦＩＭチーフスチュワード、およびスチュワード、あるいは国際審査委員会の委員長およびメンバーの氏名。
— 環境及び一般の安全規則を遵守する上での配慮

１００．５　公式文書の作成

国際競技会に関連する公式文書（大会特別規則、プログラム、エントリー用紙等）には、本競技会が“スポーツコードに基づいて開催される”と明記されなくてはならない。公式文書には、ＦＩＭのロゴとイベント登録番号（ＩＭＮ）が明記されるものとする。

１００．６　事前の検証

公式プラクティス開始前に、管理事項の立証、メディカルチェック、車検が行われ、当該付則及び規則に準拠しているか確認される。

イベントの間中、ライダーまたはチームは自分のマシンが規則に適合していることに関して責任を持つ。

１００．７　安全性

競技会中の安全性（ライダー、観客、およびオフィシャルに対して）がオーガナイザーにとって最重要事項である。

１００．８　救急処置

競技会に必要とされる医療、および救急設備はメディカル及びアンチドーピングコード及び関連する付則及び規則に明記される。

１００．９　火災予防

ピット、クローズドパーク、パドック、給油エリア、および他のすべての危険地域において、火災の危険性を防ぐため予防措置が設けられる。

１００．１０　環境

競技会中に環境を保護するために取られるべき措置に関連する規則と推薦事項が FIM 環境コードに明記される。

１１０　保険

１１０．１　第三者保険

１１０．１．１　国際競技会またはプロモーターの関与しない FIM 世界選手権及びプライズイベントの第三者保険

ＦＩＭ選手権、プライズイベント、あるいは国際競技会のオーガナイザーは、競技会中、あるいはプラクティス中に第三者を対象とする事故が発生した場合に、オーガナイザー自身、およびマニュファクチュラー、ライダー、パッセンジャー、スポンサー、およびオフィシャルの賠償責任をカバーする英語またはフランス語で書かれた保険証書のコピーを遅くとも大会の２０日前までに FIM 執行事務局に提供しなくてはならない。この保険によって、ＦＩＭの第三者に対する賠償責任もカバーされるものとする。

最低保証額は、その時々によって取締役会にて決定され、FIM アニュアルに明記される。

第三者保険の有効期限は、オフィシャルプラクティスセッション開始２日前から最終レース終了日の２日後までとする。

110.1.2　FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによる FIM 世界選手権またはプライズイベントの第三者保険

FIM 契約プロモーターは、競技会中、あるいはプラクティス中に第三者を対象とする事故が発生した場合に、プロモーター自身、およびマニュファクチュラー、ライダー、パッセンジャー、スポンサー、およびオフィシャルの賠償責任をカバーする第三者保険に加入していなければならない。その保証は、FIM またはオーガナイザーに対する如何なる賠償をも保証するものでなければならない。その保証内容は英語またはフランス語で明記され、大会の最低 20 日前までにオーガナイザー及び FIM 執行事務局宛てに送付されなければならない。

１１０．２　ライダー、パッセンジャー、トライアルアシスタント~~メカニック~~及びチーム用の事故保険

FMN または FIM が行うことを認めた団体が、ＦＩＭライセンスを所持するライダー、パッセンジャー、トライアルアシスタント、またはチーム、に出走許可を与えるにあたって、当該ライダー、またはパッセンジャーが、死亡、身体障害、医療処置、および本国帰還をカバーする個人の事故に関して保険に入っていることを証明する。この保険によってカバーされる最低保証額は、ＦＩＭアニュアルに記載されているスイスフランでの額と同等額とする。この保険は、すべての競技と公式プラクティスに関して有効とする。

FIM 世界選手権又はプライズイベント、国際格式のクロスカントリーラリーのオーガナイザーは、自己経費により、エントリーしている全てのライダーを対象とする送還保険をかけていなければならない。（本保険に関する詳細はＦＩＭ年鑑を参照）

FMN は、自国の FIM ライセンスを所持者に対して、もし彼らの保証額が FIM の最低保証額に満たない場合、特別に追加条件を付することが出来る。

しかしながら、ＦＩＭ世界選手権、プライズイベント、あるいは国際競技会の際に併催されるレースに出場するライダー、パッセンジャー、およびトライアルアシスタントに関しては、当該協会の保険の条件が適用される。

１１０．３　物品損害についての責任

ＦＩＭ、FIM 契約プロモーター、主催国協会（FMNR)、あるいはオーガナイザーは、競技会中、あるいはプラクティス中に、その競技会に出場するマシン、あるいはスペア・マシン、その部品、または装備が被った損害に関して賠償責任を負うことは一切ない。これはその損害の原因が、火災、事故やその他の原因、盗難、あるいは品質の変化などに関する場合に当てはまる。

しかしながら、オーガナイザーは、マシンがその専有管理区域（クローズドパーク等）にある場合には、責任を負うものとする。したがって、オーガナイザーは、その管理区域における管理期間中のすべてのモーターサイクルに関して、それの商業価値全額に相当する額の保険を、盗難、紛失、損害に対してかけるものとする。

１２０　FIM 競技会へのエントリーとエントリー受理

エントリーの受理、取り消し、エントリーの拒否、競技会の欠席及びエントリー費用の払い戻しに関するすべての規則は、当該付則及び規則に明記される。

１３０　競技会の開始と運営

１３０．１　競技会の開始

第 1 回受付け及び車検の開始により競技会が開始となる。

１３０．２　競技会中の規則

競技会中の全ての規則及び準備しなければならないものについては、当該細則及び規則に明記される。

１４０　競技会終了後

１４０．１　最終車検

レースに参加した全てのライダー、モーターサイクルは、最終車検の対象となる。

燃料、およびクーラントを含み、モーターサイクルの適合性に関する規則に違反した場合、当該付則及び規則に明記された処罰の対象となる。

１４０．２　レースの順位と賞の訂正

ペナルティーが科された場合、順位はそれに準じて訂正される。

１４０．３　賞を受ける権利の喪失

競技会において、順位から除外された、あるいは資格停止となったライダーは、提訴権を認められたうえで、賞を受ける権利を剥奪される。

１４０．４　交通費、および賞金の支払い

交通費と賞金がある場合、該当する付則及び規則または大会特別規則に基づいて行われる。

１４０．５　競技会の終了

抗議、および提訴の提出期限が終了し、すべての抗議と提訴に決定が出されるまでは、競技会は終了したとはみなされない。

提訴があった場合、最終決定が出されるまで、結果は最終的なものとはみなされない。

公式の表彰式がある場合、１位、２位、３位に入ったライダーに出席が求められる。

レース・コントロールは、抗議受け付け時間が終了するまで、所定の位置に配置され、すべての設備が使用可能な状態に保たれる。また、すべてのオフィシャルとマーシャルは、国際審査委員会、レースディレクションまたは FIM スチュワードの要請に答えられるようにサーキットに止まるものとする。

１４０．６　ＦＩＭ世界選手権およびプライズの結果

FIM 世界選手権及びプライズイベントの最終結果は遅れることなく執行事務局へ送付することに関するすべての規則は、当該付則及び規則に明記される。

規律及び裁定規定

１．　原則

ＦＩＭの各組織及び代表者の義務、権限、および責任に関しては、ＦＩＭ定款および細則に明記されている。

同様に、スポーツおよびツーリング・イベントの参加者、オフィシャル、オーガナイザーにかかる義務に関しては、各ＦＩＭスポーツコード及びツーリスト・コード、あるいはＦＩＭが採用し、発行している、あるいは今後採用し、発行する可能性のある他の規則に明記される。

これらの義務に違反したことが証明された、あるいはこれを守らなかったことが証明された場合には、本規律および裁定規則に明記されるペナルティーの対象となる。

２．　ペナルティー

ペナルティーには下記の種類がある：

- 警告
- 罰金
- タイムペナルティー及び／あるいはポイントペナルティー
- 失格
- 選手権ポイントの剥奪
- 資格停止
- 資格剥奪

２．１　ペナルティーの定義と適用

・警告	個人的または公に行われる
・罰金	現金によるペナルティー
・タイム及び/あるいはポイント ペナルティーまたはタイムの削除	ライダーの実質的な結果に影響を及ぼすタイム、またはポイントの賦課、あるいはタイムの削除
・失格	大会、プラクティス、レースまたはランキングで得たリザルトの失効が自動的または個々に独立して科される。
・選手権ポイントの剥奪	FIM 選手権ポイントの剥奪

・資格停止	特定期間に関して、ＦＩＭのメンバーであることによって生じるすべての権利を失う、またはＦＩＭの管轄下で行われる活動への参加を禁止される。本罰則の適用に関しては適用期間が明記され、これは最高２年間までとする。
・資格剥奪	ＦＩＭの管轄下で行われるすべての活動に参加する権利を最終的、かつ完全に失うことを意味する。

２．２　特定のペナルティー

特定の違反に関する固定ペナルティーは、スポーツコード、メディカルコード、アンチドーピングコード、環境コード、各付則及び／あるいは個々の大会の大会特別規則に明記されている。

２．３　複数のペナルティー

状況に応じて、ひとりの違反者に複数のペナルティーが科されることもある。

特定のペナルティーの中には、それが完了されるまで FIM によってライセンスが停止されるものもある。

３．　国際規律及び裁定組織

規律および裁定に関する要件を扱う資格のあるＦＩＭの規律および裁定組織には下記がある：

― 国際審査委員会（ＪＩ）、レースディレクション、またはレフリー
― 主催国協会（FMNR）但し選手権またはプライズイベントを除く国際格式大会のみ
― 国際規律法廷（ＣＤＩ）
― 国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）
― 規律諮問委員会（ＴＡＣ）

３．１　国際審査委員会、レースディレクションまたはレフリー

３．１．１　構成

国際審査委員会は、ＦＩＭスポーツコードの第５０章に明記されている条件に基づいて構成される。

レースディレクションは当該スポーツ種目の規則に準じて構成される。

レフリーとは、特定のスポーツ分野、または大会に関して、当該大会の最高管理権を行使する国際審査委員会が存在しない場合に任命される人物である。

３．１．２　権限

国際審査委員会、レースディレクションまたはレフリーは規律要件に関して権限を有し、下記の場合に自動的またはオフィシャルの要請に応じてペナルティーを科す：

— 大会中に、あるひとりの人物、または FIM ライセンスを所持するグループが、現行規則、または大会オフィシャルの与えた指示に反する行動、または行為を、自発的または意図せずに行った場合

— あるひとりの人物、または FIM ライセンスを所持するグループが、腐敗行為、または不正行為、あるいは当該大会、またはモーターサイクルスポーツの利益に有害な行動を取った場合

国際審査団またはレースディレクション、レフリーは競技会中に提出された抗議に対して裁定を下す権限を有する。

３．１．３　国際審査委員会、レースディレクションまたはレフリーが科すペナルティー

ＪＩまたはレフリーによって、下記のペナルティーが、事項 2.2 及び 2.3 に明記された条項を毀損せずに与えられる：

— 警告
— タイムペナルティー及び／あるいはポイントペナルティー
— ライドスルー手順またはストップ＆ゴー手順
－ 3000 ユーロまでの罰金
— 失格
— 違反を犯した日から開始し、最高３０日間までの国際資格停止
— **１戦またはそれ以上の選手権への出場権利の損失**

更に、国際審査委員会、レースディレクションまたはレフリーは、ＪＩまたはレフリーに科す権限があるペナルティーより重いペナルティー、国際審査段、レースディレクション、レフリーもかせないペナルティーを科してもらうために、その違反について国際規律法廷（CDI）に連絡することもできる。

３．２　国際司法パネル（ＣＪＩ）

国際司法パネル（ＣＪＩ）は、国際規律法廷（CDI)、国際控訴裁定委員会（TIA）または規律諮問委員会（TAC）のメンバーで資格を有する人員によって構成される。

３．２．１　構成

国際司法パネルは、ＦＭＮの指名するメンバーによって構成される。国際司法パネル（CJI）メンバーの任命に関する手順及び条件の詳細は FIM 内規に明記されている。各ＦＭＮは、当該ＦＭＮの国籍を持つメンバーの中から１－２名を指名することができる。総審議会は、その任命を、４年間の任期に関して確認する。定款事項 12.1.7.p 参照

３．２．２　資格

国際司法パネルの任命を受けるためには、候補者は大学レベルでの法律学の学位を持っていなくてはならない。候補者は、ＦＩＭの公用語のうち最低ひとつに堪能でなくてはならない。候補者は、ＦＩＭのオフィサー、またはライセンス所持者であってはならない。

３．２．３　ディレクター及びメンバー

ＣＪＩディレクターは、取締役会によって国際司法パネル（ＣJI）委員長が任命され、４年間の任期に関して総審議会によって確認される。国際司法パネル（ＣＪＩ）ディレクターは、国際規律法廷（ＣＤＩ）、国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）及び規律諮問委員会（ＴＡＣ）の委員長およびメンバーの任命に関して責任を持つ。

３．２．４　委員の解任

国際司法パネル（CJI）会議に２回続けて欠席した委員は、取締役会（BD）がその欠席の理由について了承していない限り、速やかに委員を解任される。

３．２．５　手順

国際司法パネル（ＣＪＩ）委員長、または副委員長は、手順が確立された、及び／あるいは聴聞の準備ができた段階で、最高経営責任者と相談して、適切な規律または裁定組織を形成するメンバーを任命する。以前に当該要件を扱った国際規律法廷（ＣＤＩ）メンバーが国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）に任命されることはない。任命されたメンバーの氏名は、すべての関係者に通達される。関係者は、構成メンバーに関する通達を受けてから３日以内に、正当性を証明する抗議文を添えて、当該裁定委員会の構成に、部分的、または全体的に反対する権利を有する。国際司法パネル（CJI）委員長、または副委員長が、この反対は妥当だと判断した場合、国際司法パ

ネル（ＣＪＩ）委員長、または副委員長は、必要な代替者を任命しなくてはならない。

３．２－Ａ　訴訟手続きにおける当事者としてのＦＩＭ

３．２－Ａ１　役割

国際規律法廷（ＣＤＩ）または国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）に対するすべての控訴に関して、ＦＩＭは起訴の形式でその利益について主張する、または立場について説明する権限を有する。

３．２－Ａ２　任命

各事例において、最高委員会（BE）がＦＩＭを代表する人物を任命する。

３．２－Ａ３　手順

ＦＩＭによる介入が、最高委員会（BE）の理解のもとに随時行われる。

本コードに従い、当事者としてのＦＩＭは、他の当事者と同様の権利と義務を有する。

ＦＩＭは、聴聞会に出席者を出す、あるいは文書にて主張を行うことができる。

３．３　国際規律法廷（ＣＤＩ）

３．３．１　構成

事例ごとに、国際規律法廷（ＣＤＩ）は国際司法パネル（CJI）の委員長が任命する１－３名のメンバーによって構成される（事項 3.2.3 に基づいて）。

専門家または有効と判断される証人の意見を要求することが出来る。

３．３．２　権限

国際規律法廷（CDI）は、国際審査団またはレフリーの講義に対する裁定及び国際競技会の場合、主催国協会（ＦＭＮＲ）の出した最初の決定に対する控訴を聴聞する。

さらに国際規律法廷（ＣＤＩ）は、国際審査団（ＪＩ）、レフリー、またはＦＩＭの関連組織の要請に基づき、判決を宣告する。

競技会終了後、5 日以内に、FIM 会長、最高委員会または取締役会は、事項 3.3.2 の最終段落に準拠し、全ての違反または FIM 規則違反に関して国際規律法廷（CDI）に委ねることができる。

FIM 規則および規制の妨害あるいは非遵守は、最も関係する当事者によって国際規律法廷（CDI）への第一審の中で審判される。

３．４　国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）

３．４．１　構成

事例ごとに、国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）は、国際司法パネル（CJI）の委員長が任命する３名のメンバーによって構成される（事項 3.2.5 に基づいて）。

３．４．２　権限

国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）は、国際規律法廷（ＣＤＩ）が出した決定に対して出された最終控訴を扱う裁定委員会である。

３．５　規律諮問委員会（ＴＡＣ）

３．５．１　構成

規律諮問委員会（ＴＡＣ）の構成は、国際司法パネルのディレクターにより任命された 1 名または 3 名の仲裁裁定委員で構成される。（事項 3.2.3 参照）

３．５．２　権能

ＦＭＮ間の論争、またはＦＭＮとＦＩＭの組織間における論争の場合、当事者のいずれかが規律諮問委員会（ＴＡＣ）に控訴することができる。

裁定委員会である規律諮問委員会（ＴＡＣ）は、最終的な決定を下す。

どのＦＭＮ、またはＦＩＭの組織も、ＦＩＭ規則に関連する司法要件に関して規律諮問委員会（ＴＡＣ）にアドバイスを求めることができる。

いかなる組織、またはＦＭＮは、規律諮問委員会（ＴＡＣ）に事例を提出する際に、規律諮問委員会（ＴＡＣ）に裁定委員会として控訴しているのか、それとも諮問委員会として相談しているのかを明確にしなくてはならない。

仲裁またはアドバイスにかかる費用は、規律諮問委員会（ＴＡＣ）書記によって決定され、原告側が支払うものとする。本規則への例外として、経費はＦＩＭが負担するという決定を規律諮問委員会（ＴＡＣ）が出すこともできる。

４．　抗議と控訴

４．１　抗議権

ＦＩＭによって承認され、ＦＩＭの決定によって影響をうける１名、または複数の人間、すなわちライダー、パッセンジャー、スポンサー、マニュファクチュラー、オフィシャル等は、その決定に対して抗議することができるが、ストップ・アンド・ゴーまたはブラック・フラッグに関しては例外とする。

原則として、ライダー、パッセンジャー、チームまたはエントリー車両の有効性に対する抗議は公式プラクティスのスタート前までになされなければならない。

競技監督、レフリー、スタートまたはフィニッシュマーシャルまたはレース中または公式予選中のその他執行役員の下した裁定に対する抗議を提出することは出来ない。裁定に関しては関連する付則及び規則に規定されている。

４．２　抗議の手順および期限

すべての抗議は、直接関与する者によってのみ提出され、署名される。ひとつの抗議はひとつの要件に関してのみとし、スポーツコードの事項に明記された場合を除いて、結果が発行されてから３０分以内に提出されなくてはならない。大会期間中、抗議は大会特別規則の条項に基づいて、責任のあるオフィシャル（競技監督、レフリー、大会事務局）にＦＩＭの規定する抗議料金と供に提出される。

ＦＩＭ規定の抗議料金は下記の通りとする：

— 国際審査委員会、またはＦＩＭスチュワードに対する抗議の保証金

－ ロードレース世界選手権グランプリ	660 ユーロ
－ FIM ロードレース選手権及びプライズイベント	660 ユーロ
－ FIM モトクロス選手権及びプライズイベント	660 ユーロ
－ FIM クロスカントリーラリー**及びバハ選手権及びプライズイベント**	220 ユーロ
－ FIM トライアル、エンデューロ**選手権及びプライズイベント**	**220 ユーロ**
— FIM トラックレース選手権及びプライズイベント	660 ユーロ
－ FIM 国際格式競技会	220 ユーロ

４．３　抗議の聴聞

聴聞後、国際審査委員会、またはレフリーは、大会期間中に出されたすべての抗議に対して決定を出さなくてはならない。抗議は、スポーツコード、付則及び特別規則に基づいて判定される。

４．４　国際審査団（JI）、レースディレクションまたはレフリーの裁定の有効

国際審査団（JI）またはレフリーが下すペナルティーの裁定は、即時有効とする。

４．５　控訴権

事項２に規定されているペナルティーのＦＩＭの規律決定に対する控訴に関する規則は下記のとおりとする：

— ＦＩＭ選手権およびプライズイベント以外において、国際審査団（ＪＩ）またはレフリーの出した決定に対する控訴は、主催国協会（ＦＭＮR）に対して出される
— 主催国協会（ＦＭＮR）の出した決定に対する控訴は、国際規律法廷（ＣＤＩ）に対して出される。
— ＦＩＭ選手権またはプライズイベントの対象となる大会におけるＪＩ、またはレフリーの決定に対する控訴は国際規律法廷（ＣＤＩ）に対して出される。
— 国際規律法廷（ＣＤＩ）の決定に対する控訴は国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）に出される。
－ 国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）／規律諮問委員会（ＴＡＣ）の決定に対する控訴は CAS に出される。

４．６　控訴提出の期限

控訴提出の期限は下記のとおりとする：

— 国際審査団（ＪＩ）またはレフリーの決定に対する控訴　—5 日
（主催国協会 FMNR または国際規律法廷ＣＤＩの前）
— 主催国協会（ＦＭＮR）または
国際規律法廷（ＣＤＩ）の決定に対して　－5 日
－ スポーツ仲裁法廷（CAS）前に提出する控訴文書　—5 日

期限は、控訴人が決定を受領した日から換算される。

４．７　控訴の提出

控訴を受理してもらうためには、事項 4.6 に明記された期限までに書留郵便または特別な輸送方法で執行事務局宛てに提出しなくてはならない。

正しい控訴状と保証金は、事項 4.6 に明記された期日までに、別々の郵便で FIM 執行事務局、または適切な場合には主催ＦＭＮあてに送られる。

控訴状が提出されてから 10 日以内に、控訴人は執行事務局に対しその控訴事実に関して簡潔な説明を行う。

国際規律法廷（CDI）／国際控訴裁定委員会（TIA）に対する控訴が提出されなかった、および／あるいは保証金が事項４．６に明記された期日までに送られてこなかった場合、国際司法パネル（CJI）委員長は、聴聞を行わずにその控訴を却下することができる。

４．７．１　抗議または控訴を行う際に支払う料金

控訴料金、およびあるいは控訴する際の保証金は、運営委員会の提案に基づいて総審議会が随時決定する。

現状の料金は：

－　国際大会において、国際審査委員会または
　レフリーが出した決定に対して主催国協会
　（ＦＭＮR）に控訴する際の保証金　220 ユーロ

―　国際規律法廷（ＣＤＩ）または
　国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）に控訴する際の保証金　1320 ユーロ

４．７．２　延会の場合に支払う料金

当事者のいずれかが、証人喚問の延期を申請する場合、この当事者には、当該裁定組織が設定する追加の保証金の支払いが要請される。この保証金が支払われるまで、聴聞は再開されない。この保証金が期限内に支払われなかった場合、裁定組織は当初の証人の証言のみによって控訴に対する裁定を行う。

４．７．３　控訴の聴聞に関して守られる期限

―　主催国協会（ＦＭＮR）は、控訴が出されてから１５日以内に招集し、その控訴について審議を行わなくてはならない。

―　国際規律法廷（ＣＤＩ）と国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）は、控訴を受理してから６週間以内に招集して、その控訴について審議を行わなくてはならない。

―　国際規律法廷（ＣＤＩ）と国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）は、どのような場合においても決定を出さなくてはならない。

４．８　控訴の有効性

控訴人の要望により、国際規律法廷（CDI）は国際審査団（JI）またはレフリーによって裁定された仮決定を差止め命令または裁決によって猶予することもできる。

控訴人の要望により国際控訴裁定委員会（TIA）は国際規律法廷（CDI）によって裁定された仮決定を差止め命令または裁決によって猶予することもできる。

５．　すべての規律および裁定組織が取る手順

５．１　聴聞の権利

ＦＩＭの定款、コード、または規則に基づいて違反を科された個人、または組織は、自ら、または代理人を立てて弁護を行う絶対的権利を有する。

規律または裁定組織の前に召集された者は、自分が選び、自分の費用で雇った弁護団を立てる権利を有する。弁護団を雇ったことに関する適切な通達が FIM に行われ、この要件に関与している他の当事者にもそのことが伝わるようにする。これを怠った場合、該当する規律または裁定組織が、この弁護団の加入に意義を申し立てることもある。

召集を要請されたが、それに従わずに欠席した当事者は、裁判欠席され、放棄とみなされる。

規律又は裁定組織の前で行う聴聞に関して，規律または裁定組織は、聴聞を電話会議の形式で行う、あるいは電話または他の電子デバイスを用いた通信手段を用いて行うと決定することもできる。このような聴聞の方法は、関係者全員が同意した場合に限り行なわれる。

５．２　聴聞

例外的な状況において、該当する規律または裁定組織が特別の決定を出した場合以外、聴聞は公開されるものとする。

聴聞は FIM 公用語のいずれかで行なわれる。当事者のいずれかが別の言語を用いることを希望する場合には、その当事者が必要とする通訳を用意し、その費用を負担する。

控訴人は、出席するかまたは代理人を出席させなければならない。これを怠った場合、その抗議は容認されず、費用は控訴人が負担するものとする。

委員長が聴聞会を開始したら、当事者を呼び、証人の出席していない状態で、個々の陳述を言明させる。

当事者の陳述が終わったら、該当する規律または裁定組織は、証拠を完成させるためにさまざまな証人と専門家の発言を聴聞する。当事者は、証人と専門家に彼らの証拠に対して質問する権利を有する。

該当する規律または裁定組織のメンバーは、聴聞の際に委員長の承認さえ得れば、いつでも当事者、証人、および専門家に質問することができる。

５．３　証人および専門家

各当事者は、独自に証人を召集し、出席させることができる。この場合、費用はその当事者の負担となるが、当該裁定委員会が別の決定を下した場合は例外とする。

該当する規律または裁定組織は、証人に宣誓を強いる権利を持たない。したがって、宣誓証言は自由に行なわれる。証人は自らが知っている事実に関してのみ宣言し、意見を述べてはならない。ただし、規律または裁定組織がその証人をある特定の分野における専門家とみなし、意見を述べるように要請した場合は、例外とする。

証言後、証人は裁定室を離れてはならない。また、これから証言を行う他の証人と話をしてはならない。

裁定委員会は、専門家を招集することができる。

５．４　判決

規律または裁定組織の決定は、すべて非公開形式で、単純過半数評決の方法で行なわれる。すべてのメンバーには、平等の評決権が与えられ、決定を出す際にはこの権利が行使されなければならない。投票棄権は認められない。

いかなる場合においても、控訴を提出している当事者側は、控訴されている当事者側の申し出の後に、陳述を増やすことはできない。

５．５　判決の告知

国際審査団（JI）またはレフリーの決定は、大会会場にて直接通達しなければならないが、これができなかった場合、受領確認の取れる書留郵便で送付されなければならない。
国際規律法廷（CDI）、国際控訴裁定委員会（TIA）または国際控訴裁定委

員会（TAC）によって出されたすべての判決は、文書にされ、関係するすべての当事者に書留で送付される。国際規律法廷（ＣＤＩ）、国際控訴裁定委員会（ＴＩＡ）および規律諮問委員会（ＴＡＣ）の決定は、当事者が関係するすべてのＦＭＮにも通達されなくてはならない。

５．６　判決の公表

抗議、または控訴を裁定する規律または裁定組織は、抗議または控訴を公表する、あるいは調査結果を公表し、関係する当事者の名前を明記する権限を持つものとする。これらの言明書の中に名前の記載された個人または団体は、FIM、ＦＭＮ、または言明書を作成したその他のいかなる者に対しても控訴する権利を持たない。

更に、裁定組織が特に決定しない限り、最終決定が FIM ブルテン及び FIM マガジンに公表される。

６．　手続き上の費用

規律または裁定の決定を出すのに要した費用が、裁定委員会の委員長によって査定され、敗訴側に請求される。ただし、裁定委員会が別の決定を下した場合は例外とする。

６．１　罰金および費用の支払い

裁可が決定的なものとなり、罰金あるいは費用が事項 5.5 に基づいて判決の日から 30 日以内に支払われなかった場合、決定によって影響を受ける個人または団体は、自動的にＦＩＭのすべての活動への参加を停止させられる。これはすべての支払いが FIM 執行事務局に対して行なわれるまで続くものとする。

７．　ペナルティーの相互作用

１９４９年４月 30 日、国際的にモータースポーツを運営している４つの組織の相互作用に関する合意が得られ、FIM に加え、

— 国際自動車連盟（ＦＩＡ）
— 国際航空機連盟（FAI）
— 国際モーターボート連盟（UIM）

FIM の要請に基づいて、資格停止、または資格剥奪のペナルティーも上記組織の管轄にあるスポーツにも適用される。

８．　赦免

運営評議会は、CJI 委員長と相談の後、または彼の提案により最終的に罰則を与えられた者に対して、罰則の緩和もしくは赦免を行うことができる。

９．　裁定条項

司法組織または FIM 総審議会によって下された最終決定に対して、通常の裁判所へ控訴することはできない。このような決定は、スポーツ裁定法廷に提出され、スポーツ裁定法廷が、当該スポーツに適用される裁定規則（事項 4.6）に基づいて、最終的な判決を出す独占的な権限を有する。